

第5章

自然とともに生きる 環境にやさしいまちづくり

第1節 美しい自然環境の保全

第2節 循環型社会に対応した環境衛生の推進

第3節 安全快適な道路、交通環境の整備

第4節 さまざまなニーズにあった住環境の整備

第5節 住民憩いの公園、緑地の整備

第6節 安全安心な水道事業の運営

第7節 下水道の普及率の向上と適正な排水処理

第8節 地域の特色を生かした土地利用

第1節 美しい自然環境の保全

■ 現状と課題

本町にはホタル、ニホンザリガニ、カワセミやヤマメなどのほか、ミズバショウ、ケショウヤナギなどの動植物が生育しているほか、人の手がつけられていない美しい自然がたくさん残されています。

美しい自然環境は、ふるさとへの愛着心を増幅させ、都会の住民からは住んでみたくなる魅力あるまちとして評価されています。

しかし、近年、動植物の生きられる環境は狭められており、住民一人ひとりがこの豊かな自然や景観を守り、大切にすることを意識を持つことが必要です。開発を行う場合においては、自然体系に最大限配慮した事業の遂行が求められています。

■ 基本方針

貴重な動植物の保護に努めるとともに自然保護意識の啓発を図ります。

主要施策

◇ 自然保護意識の啓発

■ 施策の方向

1 自然保護意識の啓発

- (1) 自然保護意識の啓発を行うとともに関係機関との連携強化を図ります。
- (2) 必要以上の木の伐採や水辺の埋立て、農薬の散布などを極力抑え、動植物の生息場所を保護します。

第2節 循環型社会に対応した環境衛生の推進

■ 現状と課題

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした住民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

また、大量生産・大量消費社会を背景として、ごみが大量に排出されていますが、資源の保護や地球環境の保全の観点に立ち、従来の収集、運搬、処理、処分というごみ排出後の事後的対応から、ごみの排出抑制とリサイクルを中心とした資源循環型社会への展開を図ることが求められています。

【後期見直し】

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの環境問題は、都市化の進展や生活様式の変化などを背景とした住民の日常生活や事業活動全般に起因していると言われています。

こうした問題に適切に対応し、豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全のみならず、社会経済システムのあり方や個々のライフスタイルを見直し、自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります。

また、大量生産・大量消費社会を背景として、ごみが大量に排出され、不法投棄や放置など適切に処理されていない状況に対応するため、資源の保護や地球環境の保全の観点に立ち、従来の収集、運搬、処理、処分というごみ排出後の事後的対応から、ごみの排出抑制とリサイクルを中心とした資源循環型社会への展開を図ることが求められています。

■ 基本方針

地球環境を保全するために、住民、事業者、行政が連携のもと、地球的視野に立った具体的な行動に移すことができるように働きかけるとともにごみの適正な処理を進め、不法投棄のないまちづくりを進めます。

また、美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともにリサイクルを含めた循環型社会の形成、さらには、資源の有効活用を図るため、省エネルギーの推進と新エネルギーの普及を促進します。

主要施策

- ◇ 省エネルギー・新エネルギーの推進
- ◇ ごみ処理の適正化
- ◇ 環境美化・環境衛生の推進
- ◇ 不法投棄の防止
- ◇ 循環型社会の形成
- ◇ 公害のないまちづくり

施策の方向

1 省エネルギー・新エネルギーの推進

- (1) 化石燃料などの資源を有効に利用するための省エネルギー運動を一層推進します。
- (2) 太陽光発電の普及やエコカー^{※55}などの導入を促進するとともに新たなクリーンエネルギーの普及を促進します。

2 ごみ処理の適正化

- (1) 住民、事業者、行政が一体となってごみの適正処理を進めるため、広報紙、施設見学などによるごみ減量化など意識啓発を図ります。
- (2) ごみの分別収集を徹底し、各種団体などによる資源ごみの回収、フリーマーケットや青空リサイクル市の実施など、ごみの資源化を総合的に推進します。
- (3) 電池や蛍光灯などの有害物質を含むごみの分別・収集を徹底するとともに適正な処理を図ります。
- (4) 産業廃棄物の適正処理を進めるため、排出業者・処理業者などに対し、廃棄物に関する情報を提供するとともに指導・監視体制の充実などについて国や道に要請します。

3 環境美化・環境衛生の推進

- (1) 公区などによる環境美化や花壇の設置などの支援を進め、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、美しく衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 住民や事業所などが共同で定期的にごみ拾いを行うなど、環境美化意識の高揚を図ります。

【後期見直し】

- (1) 公区などによる環境美化や花壇の設置などの支援を進め、清潔な美しいまちづくりを進めます。
- (2) 個々の住宅環境において、美しく衛生管理が行き届くよう意識の啓発を図ります。
- (3) 住民や事業所などが共同で定期的にごみ拾いを行うなど、環境美化意識の高揚を図ります。
- (4) 幕別・札内駅前駐輪場および自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車等への警告、撤去および保管を行い、周辺環境の適正な維持を図ります。

※55 CO₂の削減や燃費のよい環境に配慮した車。経済的効果も期待できる。

4 不法投棄の防止

- (1) 道路や河川、山林などへのごみの不法投棄を防止するため、看板の設置を行い意識啓発を図るとともに監視などに取り組みます。

5 循環型社会の形成

- (1) ごみのリサイクルや廃棄物の適正処理など、無駄をなくし自然体系にやさしい循環型社会の形成を促進します。
- (2) 生ごみ処理容器の設置促進により、住民個々においても食物残さなどを有効活用できるよう推進します。

6 公害のないまちづくり

- (1) 住民が快適な生活を送ることができるよう、企業や住民の協力を得て、公害の未然防止と発生源対策を推進するとともに関係機関と連携して監視の強化を図り、総合的な公害防止対策を進めます。
- (2) ダイオキシン類の発生要因とされている野焼きなどの指導強化を進めるとともに大規模開発などに際しては必要な指導を行い、環境の悪化防止を図ります。

第3節 安全快適な道路、交通環境の整備

■ 現状と課題

安全で信頼性の高い道路網の確保は、日常生活や産業活動および観光面において重要な役割を果たしています。

本町の道路網は平成19年4月現在、国道4路線のほか、道道12路線、町道999路線で形成されています。舗装の状況は、国道が100%、道道が97.9%の舗装率で、年々交通量は増加の傾向にあり、交通状況にあった整備が求められています。

また、町道の舗装率は57.5%と低い状況で引き続き整備が必要であり、舗装済みの路線においても老朽化や改良厚不足の道路では今後も適時の維持補修と2次改築が必要です。

橋梁については、長寿命化を図るための点検を行い、健全度の把握を行うとともに最も効率的な修繕を計画的に実施することが求められています。

また、道路は、歩行者にとっても安全で快適な空間であることが大切であり、文化性に富み、だれにでもやさしく親しみが持て、美しい都市景観をもたらす快適な道づくりが求められています。

一方、冬期間の積雪時における道路交通として、児童生徒の通学や高齢者や障がい者などが安全で安心して通行ができるよう迅速できめ細かな除排雪が求められています。

さらに、鉄道をはじめ、生活バス路線など利便性の高い公共交通機関は、通勤や通学など日常生活において大きな役割を担っており、今後も引き続き利便性の維持・向上が求められています。

【後期見直し時における現状】…路線数および舗装率

	平成 19年 4月	平成 24年 4月	比較
国道	4 路線 (100.0%)	4 路線 (100.0%)	増減なし
道道	12 路線 (97.9%)	12 路線 (97.9%)	増減なし
町道	999 路線 (57.5%)	996 路線 (60.1%)	△3 路線
合計	1,015 路線	1,012 路線	△3 路線

基本方針

国道や道道の整備を引き続き関係機関に要請するとともに町道の整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立を図り、あわせて景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を進めます。

また、住民生活の重要な足として、鉄道や生活バス路線の維持と運行の改善を図るなど、利便性の高い公共交通機関の確保を図ります。

一方、冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

主要施策

- ◇ 主要幹線道路の整備促進
- ◇ 町道の整備促進
- ◇ 道路環境の向上
- ◇ 公共交通機関の確保
- ◇ 除排雪体制の確立

施策の方向

1 主要幹線道路の整備促進

- (1) 北海道横断自動車道および高規格幹線道路^{※56}「帯広・広尾自動車道」の早期完成について、国などの関係機関に要望します。
- (2) 国道38号の拡幅、交差点改良、橋梁架換や国道236号の歩道設置および国道336号の整備促進などについて、国などの関係機関に要望します。
- (3) 帯広圏域環状線の早期建設、道道の拡幅事業、立体交差事業などについて、北海道の関係機関へ要望します。

【後期見直し時における現状】

平成20年12月「道道幕別大樹線（幕別跨線橋）」および「札内南大通（道道幕別帯広芽室線、札内アンダーパス）」供用開始

※56 地域相互の交流促進等の役割を担う高速サービスを提供できる規格の高い道路

2 町道の整備促進

- (1) 国道・道道など、広域的な道路へのアクセスを考慮するとともに地域間の交流や生活の利便性を重視した町道の整備を進めます。
- (2) 町道の改良・舗装率を高めるとともに緊急性、必要性、公益性を考慮した路線の整備と緊急輸送道路の整備強化を行い、交通ネットワークの形成を図ります。
- (3) 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、道路橋の予防的な修繕および計画的な架替を行い道路網の安全性・信頼性を確保します。

3 道路環境の向上

- (1) 歩道の整備や段差の解消、交通安全施設や案内標識の充実など、ユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進するとともに人にやさしい道づくりを進めます。
- (2) 道路緑化、花いっぱい運動など、住民参加による道路の環境美化を推進します。

4 公共交通機関の確保

- (1) 近距離列車の運行回数の維持や利用しやすいダイヤの改正などを関係機関に要望します。
- (2) 地方バス路線の維持・強化に努めるとともに町民バスや福祉バスの効率的な利活用を促進します。

5 除排雪体制の確立

- (1) 除排雪体制の確立を民間との連携のもとに図り、除排雪機械の計画的な整備充実を図ります。
- (2) 児童生徒の通学および住民の通勤に支障のないよう、迅速かつきめ細かな除排雪を進め、住民が安全で安心して利用できる道路交通の確保を図ります。
- (3) 地吹雪や圧雪アイスバーン、ブラックアイスバーンなど十勝特有の道路状況に対し、安全で迅速な対応に努めます。
- (4) ボランティアを含め、地域において自発的な相互扶助の精神に立った除排雪活動の意識高揚を図ります。

第4節 さまざまなニーズにあった住環境の整備

■ 現状と課題

生活水準の向上や生活意識の変化に伴って、人々の生活様式も多様化・高度化してきており、住宅の質や機能、周辺環境に配慮したゆとりある快適な住環境へのニーズが高まっています。

本町の持ち家率は、平成17年国勢調査で69.9%となっており、北海道平均の54.9%を大きく上回り、1世帯当たりの延べ面積も119.2㎡と全道平均の114.6㎡に対し広がっています。

一方、民間賃貸住宅については、札内地区での供給は多いものの、幕別地区、忠類地区では少ない状況にあります。

また、町内の総世帯数の約11.0%を占める公営住宅は、老朽化の進んだ住宅が増加しているため、地域の特性を考慮しながら建て替えや改善を進める必要があります。

住環境の整備においては、子育て世代にも配慮し、若者の定住や団塊世代、U・J・Iターン※57を対象とした移住促進、工業団地の開発に対応した就業者向けの住宅や住宅地の供給、既存市街地における未利用地の活用など、地域の課題に対応した多様な住宅施策が必要となっています。

さらに、地震などの災害に強い住宅の整備を促進するとともに街並み景観の向上や高齢者・障がい者に配慮したバリアフリー化など、快適に暮らすことのできる住環境の質の向上が求められています。

【後期見直し時における現状】…国勢調査

	平成17年	平成22年	比較
持ち家率	69.9%	71.3%	1.4%
世帯数	10,126世帯	10,359世帯	233世帯
持ち家世帯	7,081世帯	7,391世帯	310世帯
北海道道平均	54.9%	55.3%	0.4%
世帯数	2,380,251世帯	2,424,317世帯	44,066世帯
持ち家世帯	1,307,125世帯	1,341,788世帯	34,663世帯
公営住宅割合	11.0%	10.0%	△1.0%
世帯数	10,126世帯	10,359世帯	233世帯
公営住宅世帯	1,118世帯	1,039世帯	△79世帯

※57 Uターン：出身地→大都市圏→出身地 Jターン：出身地→大都市圏→出身地以外の地域 Iターン：大都市圏など他地域出身→大都市圏以外の他地域

基本方針

民間賃貸住宅の建設促進や宅地分譲などによる安定的な住宅環境の整備を誘導するとともに少子・高齢化、地震災害などに対応した住宅の建設促進や良質な居住環境の形成を図ります。

また、公営住宅においては、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画に基づき、建て替えや改善を行い、地区の特性を踏まえた団地の再生を図ります。

【後期見直し時における現状】

平成20年3月 「住宅マスタープラン」 および「公営住宅ストック総合活用計画」見直し

平成25年3月 「住生活基本計画」 および「公営住宅等長寿命化計画」策定

主要施策

- ◇ 良好な居住環境の確保
- ◇ 土地開発指導の適正な運用
- ◇ 計画的な公営住宅の再生

施策の方向

1 良好な居住環境の確保

- (1) 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
- (2) 緑豊かな住宅地の形成を図るため、地区計画などにより良好な住環境の創出に努めます。
- (3) 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設や改修、北国にふさわしい住宅建設の情報提供や指導を通じた良好な住まいづくりを推進します。
- (4) 多様な住民ニーズに対応した住宅の確保を官民連携のもと行います。

2 土地開発指導の適正な運用

- (1) 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置と安定的な供給の誘導を図ります。

3 計画的な公営住宅の再生

- (1) 高齢社会に配慮しつつ、住宅マスタープランや公営住宅ストック総合活用計画による計画的な建て替えや、住宅の改善などを進めます。
- (2) 良好な自然環境を保全し、人と環境にやさしい質の高い住環境づくりを推進します。

第5節 住民憩いの公園、緑地の整備

■ 現状と課題

公園や緑地は、住民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、二酸化炭素の削減による温暖化防止、さらには、コミュニティや防災対策上の機能としても重要な役割を果たしています。

本町には平成19年4月現在、91か所、総面積222.9haの公園・緑地があり、住民1人当たりの公園面積は81.22㎡（全国平均9.1㎡、北海道平均32.1㎡）を有しており、町が推進している協働のまちづくり事業や公園里親制度（アダプトプログラム^{※58}）により、住民が自主的に公園を管理する活動が活発になってきています。

今後においても、一年を通してだれでもが利用しやすく親しみが持てる公園とするため、計画的な配置と住民との協働による適切な維持管理が大切です。

あわせて、公園のプランづくりや整備などには、利用者としての住民が参画する仕組みづくりが必要です。

また、市街地における公園や広場の整備のほか、大気浄化機能や美しい町の景観づくりのためにも、街路樹や防風林・自然緑地などの保全を図り、緑を活用した景観形成や街並みづくりに努める必要があります。

【後期見直し時における現状】

	平成 19年4月	平成 24年 4月	比較
公園数	91か所	95か所	4か所
総面積	222.9ha	235.4ha	12.5ha
一人当たりの公園面積	81.22㎡	85.42㎡	4.20㎡

■ 基本方針

住民参加を基本とし、地域の特色を生かした公園の整備充実を図ります。

主要施策

- ◇ うるおいのある公園の整備
- ◇ 緑地の保全と整備

※58 アダプトとは、養子にすること、または里親となること。本来市町村が管理する道路や公園などの公共スペースを住民が「アダプト」し、これを里親のように愛情をもって面倒を見る＝清掃・美化すること。

■ 施策の方向

1 うるおいのある公園の整備

- (1) 子どもから高齢者まで利用できる住民の身近な広場として、また、災害時の緊急避難場所として多機能な役割を果たす各種公園の整備を住民参加を基本として計画的に進めます。
- (2) 地域住民の主体的な花と緑の環境づくり活動を推進します。
- (3) 自然や緑を充分に取り込み、豊かでうるおいのある公園づくりを進めます。

2 緑地の保全と整備

- (1) 緑地の適正な保全を図るため、「緑の基本計画」に基づき長期的な緑地の保全・整備を進めます。
- (2) 住民の緑化意識の高揚や緑化活動の支援を進めるため、協働のまちづくり事業および公園里親制度の推進を図ります。
- (3) 道路・河川・学校など公共公益施設の計画的な緑化を推進するとともに民間宅地開発事業などによる公園緑地の適正配置の促進を図ります。

第6節 安全安心な水道事業の運営

■ 現状と課題

本町の平成18年度の上水道事業は、給水世帯数8,178世帯、年間給水量は約242万t、一日平均給水量は6,625tとなっており、平成13年度に比べると、約38%増加しています。

一方、簡易水道は一日当たり1,966tと平成13年度に比べると、忠類との合併もあり約2.6倍近い使用水量となっており、生活や経済活動を支えるだけでなく、本町の基幹産業である農業にとっても必要不可欠なライフライン^{※59}となっています。

水道にとって最も重要な水源対策は、安全で安心できる水を安定的に供給することであり、このため、上水道では平成20年度から全て札内川ダムを水源とする十勝中部広域水道企業団からの受水とするなどの対応をしています。

また、水道事業は、「水源・水質・水量」が適正な管理により維持されることが重要であり、そのためには、施設の維持修繕や設備の更新、漏水対策など、水道施設全体の管理が適切に行われる必要があるほか、地震や水害などの各種災害や事故などを想定した、危機管理体制を構築することが必要です。

【後期見直し時における現状】

上水道事業

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
給水世帯	8,178世帯	9,011世帯	833世帯 (+10.2%)
年間給水量	241.8万t	231.0万t	△10.8万t (△4.5%)
一日平均給水量	6,625t	6,313t	△312t (△4.7%)

簡易水道事業

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
一日平均給水量	1,966t	2,010t	44t (+2.2%)

※59 広義には、供給処理施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した線上の構造物を言う。狭義には、上下水道、電力、ガス供給施設といった供給処理施設と電気通信を言う。一般的には、後者の意味で使われる。

基本方針

水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を推進するとともに災害時に的確な対応ができるような体制づくりに努めます。

また、河川流域の環境保全や水源涵養林の育成を図り、良質な水資源を確保し、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

主要施策

- ◇ 安定した水資源の確保
- ◇ 水道事業の健全な運営
- ◇ 節水対策の推進

施策の方向

1 安定した水資源の確保

- (1) 水源地域の水質保全を図るとともに水道施設の整備を計画的に進め、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- (2) 未普及地区の解消に努め、水道普及率向上を図ります。
- (3) 小口径の配水管を増径するとともに管路情報のデータ化などを進め、老朽化した配水管の敷設替えや計画的な仕切弁の設置などにより、災害にも強い万全な漏水対策を図ります。

2 水道事業の健全な運営

- (1) 住民生活の基幹的施設としての水道事業を長期的な視野に立って見通し、効率的な施設整備と適正管理、水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡をはかりながら健全な事業経営を維持します。
- (2) 水道事業に関するより広範な情報の発信と、水道事業のPRを充実するとともに住民の理解と協力が得られる水道経営に努めます。

3 節水対策の推進

- (1) 水源の保護と水資源の効率的利用を進めるため、広報活動などにより住民の節水意識の高揚を図ります。

第7節 下水道の普及率の向上と適正な排水処理

■ 現状と課題

本町の下水道は、市街地内の汚水処理、公共用水域の水質保全、雨水排除などを目的として、幕別市街および札幌市街においては公共下水道、忠類市街においては農業集落排水により実施されています。

平成18年度末の水洗化普及率は、幕別地域が95.5%、忠類地域が91.3%となっており、市街地における下水道はほぼ普及している状況にあります。

市街地拡大に伴う雨水排水対策については、緊急性の高い地域を中心に整備を進めてきており、今後においても市街地拡大に合わせて計画的な整備を図る必要があります。

また、農村地帯においては、生活環境の改善と水質保全を目的として、し尿および生活雑排水の処理を個別排水処理施設整備事業により平成18年度末で520戸の合併浄化槽^{※60}が整備されています。

今後は、住民のニーズに合わせながら計画的な整備を進め、適正な維持管理について、きめ細かな啓発・指導に努めていく必要があります。

【後期見直し時における現状】

水洗化普及率

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
幕別地域 (下水道普及率)	95.5%	98.1%	2.6%
忠類地域 (農業集落排水普及率)	91.3%	91.8%	0.5%

個別排水処理施設整備事業

	平成 18 年度末	平成 23 年度末	比較
合併浄化槽整備戸数	520戸	652戸	132戸

※60 し尿だけでなく台所や風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。下水道のない山間部などでは極めて有効とされる。

基本方針

市街地拡大に合わせた公共下水道の整備と計画的な雨水排水対策を進め、各種施設の適切な維持管理を図ります。

また、公共下水道事業の適正な維持管理と下水道料金の適正化に努め、経常収支の均衡を図りながら健全な事業経営に努めます。

主要施策

- ◇ 水洗化事業の推進
- ◇ 雨水排水対策事業の推進
- ◇ 財源・収入の適正化

施策の方向

1 水洗化事業の推進

- (1) 公共下水道および農業集落排水の処理区域の拡大と普及を推進するとともに事業区域外においては、合併浄化槽の整備と普及を促進します。
- (2) 水洗化の普及を促進するため、広報活動を充実し、意識高揚のための啓発を図ります。

2 雨水排水対策事業の推進

- (1) 公共下水道事業の計画的な整備を進め、市街地内の雨水対策を図ります。

3 財源・収入の適正化

- (1) 下水道使用料金の適正化を図り、下水道事業の健全化に努めます。
- (2) 住民の理解と協力が得られるよう、公営企業としての経営状況に関する幅広い情報の提供を進めます。

第8節 地域の特色を生かした土地利用

■ 現状と課題

本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベットタウンとしてこれまで市街地が拡大してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた本町地区、さらには、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。

こうした特色を踏まえつつ、土地の需要に対し市街地の外延的開発や人口減少地区における空閑地の積極的な土地利用を図るなど、地区の特性に応じた計画的で均衡の取れた適切な土地利用が必要となります。

また、札内新道や国道38号の幹線道路沿線地区は、雇用の拡大や町の活性化を視点とした計画的・合理的土地利用を進め、かつ誘導する必要があります。

今後の土地利用においては、豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを基本として、産業系用地については、企業ニーズや立地動向などを考慮するとともに交通アクセス^{※61}環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。

さらに、住居・商業系などの用地については、車社会の進展や道路網の整備に伴い、住民の生活圏が拡大していることから、広域的な役割を見据えた土地の利用が今後重要と考えられます。

【後期見直し】

本町は、十勝圏域の中核都市である帯広市に隣接し、ベットタウンとしてこれまで市街地を形成してきた札内地区と、古くから行政の中心として機能してきた本町地区、さらには、酪農や観光が盛んな忠類地区など多面的な特色を持っています。

こうした特色を踏まえつつ、今後の土地需要に対し低・未利用地の利活用や人口減少地区における空閑地の利活用を図るなど、地区の特性に応じた均衡の取れた適切な土地利用が必要となります。

また、土地利用の状況を的確に把握しつつ、周辺の市街地環境に配慮しながら効率的な市街地の形成に努め、土地利用計画と整合性のある開発計画の誘導など、秩序ある土地利用を図る必要があります。

今後の土地利用においては、豊かな自然環境に配慮しながら、農林業をはじめとする各種産業との調和と快適な住環境づくりを基本として、産業系用地については、企業ニーズや立地動向などを考慮するとともに交通アクセス^{※61}環境などに配慮した新たな都市基盤づくりが必要です。

さらに、住居・商業系などの用地については、車社会の進展や道路網の整備に伴い、住民の生活圏が拡大していることから、広域的な役割を見据えた土地の利用が今後重要と考えられます。

※61 地域から施設、または地域から都市を結ぶ交通手段および道路

基本方針

各種計画に基づき、計画的で個性を生かした土地利用を進めるとともに産業の立地動向と交通アクセス環境を考慮した利便性ある土地利用を進めます。

また、安全でゆとりある生活環境や良好な生産環境を創出し、豊かな自然環境の保全に配慮した土地利用を進めます。

主要施策

- ◇ 計画に沿った土地利用
- ◇ 活気ある市街地づくり
- ◇ 農用地の高度利用と保全
- ◇ 森林機能の適切な保全

施策の方向

1 計画に沿った土地利用

- (1) 各地区の特性や実態を踏まえ、秩序ある市街地の形成を図り、合理的な土地利用を進めるとともに基本的な整備計画となる「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、計画的な土地利用を進めます。
- (2) 個性ある市街地の形成や計画的な土地利用を長期的な視点に立って進めます。
- (3) 地籍調査^{※62}に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。

【後期見直し】

- (1) 各地区の特性や実態を踏まえ、秩序ある土地利用を図るとともに基本的な整備計画となる「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」に基づき、新たな時代環境に対応した土地利用を進めます。
- (2) 個性ある市街地の形成や長期的な視点に立った適正な土地利用を進めます。
- (3) 地籍調査^{※62}に取り組み、土地情報の管理と提供を図ります。
- (4) 主要幹線道路沿線については、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性を見極めながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図ります。

※62 国土調査法および国土調査促進特別措置法に基づき行われる国土調査の一つで、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目、境界、地積に関して行う調査

2 活気ある市街地づくり

- (1) 土地区画整理事業などにより、新たな宅地造成を図るとともに市街化区域内の未利用地の利用を促進します。
- (2) 企業ニーズ、立地動向などを考慮しながら、広域交通網の整備状況や交通アクセス環境などを踏まえた市街地づくりを進めます。

【後期見直し】

- (1) 今後も想定される新たな土地需要に対しては、効率的な市街地の形成に努めるとともに既成市街地に存在する低・未利用地の利活用を図ります。
- (2) 削除

3 農用地の高度利用と保全

- (1) 優良な農用地の集積化と基盤整備を進め、高度利用と保全を図ります。
- (2) 無秩序な非農業的土地利用を抑制し、農地の流動化を効率的かつ計画的に進めます。
- (3) 快適な農村空間を創出するため、景観や自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。

4 森林機能の適切な保全

- (1) 森林の持つ公益的・多面的機能を重視し、森林の適切な保全を図るとともに自然とのふれあいの場としての利活用を進めます。